

食品安全基本条例制定 - 東京都 -



東京都は、食の安全・安心確保に向けた新たな取り組みとして、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設し、11月を目途に認証の受付を開始します。この制度は、食品営業施設で行われている自主的な衛生管理の取り組みに認証を与え、評価することで都内の食品営業施設全体の衛生水準を向上させ、食中毒等を未然に防止し、より安全性の高い食品を都民に供給することを目的としています。実施要綱の概要は以下の通りです。

< 認証の基準 >

1. 認証を申請する食品関係事業者は、認証を受けようとする施設ごとに以下の各項目について衛生管理の方法、頻度及び記録の方法等を定めなければならない。

(1) 一般的な衛生管理に関する項目

- ・施設設備の衛生管理
- ・機械器具の衛生管理
- ・食品等の衛生的な取扱い
- ・使用水の衛生管理
- ・排水及び廃棄物等の衛生管理
- ・ねずみ、昆虫の駆除
- ・従事者の衛生教育及び衛生管理

(2) 衛生管理体制に関する項目

- ・食中毒等事故発生時の製品回収等の対応方法
- ・衛生管理に係る重要管理事項に関する情報の公表

1. 認証を申請する食品関係事業者等は、前項の規定により定めた衛生管理の方法等を記載した衛生管理マニュアルを作成しなければならない。

2. 衛生管理マニュアル及びマニュアルに基づく記録は作成の時点から3年間保存しなければならない。

< 認証の方法 >

1. 審査

- ・衛生管理マニュアルの内容について、認証基準に基づき審査を行う。
- ・マニュアル審査に適合したものについて、実地審査を行う。

1. 結果の判定

審査結果に基づき、実地審査を行った審査員及び実地審査に関与していない審査員の協議により、認証の可否について判定を行う。

< 認証の取り消し >

- ・申請の記載内容等に虚偽が判明した時。
- ・認証基準の不履行が判明し、相当の期間を定めて改善を求めてもなお改善されない時。
- ・食品衛生法第4条に違反し、同23条の処分を受けた時。

資料: 2003年9月3日付 環境新聞

環境技術箇所 坂田 旭子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

